

第 514 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1－4－1
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|---------|--|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 日下部 雅 淑
小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
佐 野 嘉 郎
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 |
| 事務局 | 岡山労働局長 森 實 久美子
労働基準部長 政 木 隆 一
賃 金 室 長 黒 田 和 美
賃 金 指 導 官 中 本 弘 一
監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩
労災補償監察官 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 514 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開にて行います。

まず、定足数について報告申し上げます。

本日は公益委員の西田委員が欠席されておりますが、ほかの委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数である委員の 3 分の 2 以上又は公労使各委員の各 3 分の 1 以上の出席の条件を満たしておりますことを報告いたします。

本日、御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

お手元にお配りしております議事次第を御覧ください。

「1 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」ですが、現時点で目安小委員会報告をまだ取りまとめられていない状況でして、引上げ額の目安の伝達ができないため、延期とさせていただきます。よって、2 以降の議事を行うことといたします。

2 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について

3 岡山県最低賃金専門部会の運営について

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）

5 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見発表について

6 今後の審議日程について

7 その他

でございます。

それでは会長代理、よろしくお願いいたします。

片山会長代理

皆様、暑い中御苦勞様です。

本日、西田会長は、他の用務のため都合がつかないということで、会長代理の片山が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は、公労使の三者が揃い、公開としていきます。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開といたします。

それでは、さっそく議題に入ることとします。

先ほど事務局からも説明がありましたように、本日予定されていた、令和 7 年度の目安についての伝達は、取止めということになりました。目安の結論がまだ出ておらず、審議は現在も継続し

ているとのこと。その状況について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

まずは、急遽の議題変更がございまして、誠に申し訳ございません。

令和7年度の目安審議の状況につきまして、現在把握できている情報を説明したいと思います。

7月31日に第5回目目安小委員会が開催され、続く8月1日に第6回が開催され、どちらも深夜までの審議が行われました。ただ、結論には至らず、本日、午前10時00分より44年ぶりとなる第7回目が開催されております。現時点でも目安が取りまとめられたという情報はございません。

目安のとりまとめは、現在進行されている目安小委員会の審議状況によるとしか言えない状態ですが、情報があり次第、伝達に係る日程調整を改めてさせていただきたいと考えています。

なお、本日の審議途中でも状況確認の時間を少しいただきたいと思いますと考えております。

お忙しい折、申し訳ありませんが、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

資料No.1は何も入っておりません。資料No.2は改定状況調査結果を配付させていただいておりますが、資料No.2の方は目安伝達の際に合わせて説明をさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

片山会長代理

ありがとうございます。

今の事務局の説明について質疑等がございますか。

(特になし)

片山会長代理

それでは、議題(2)「最低賃金基礎調査結果等の資料説明」について、事務局からお願いいたします。

中本指導官

それでは、資料No.3としてお示ししております「令和7年度岡山県最低賃金基礎調査結果」につきまして、私から説明いたします。

資料No.3を御覧ください。こちらが基礎調査の資料となります。

まず、基礎調査がどのような調査かということについて説明します。

「基礎調査結果報告書」の1ページを御覧ください。

基礎調査とは、岡山地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における地域別最低賃金の対象となる賃金労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される、御覧のア～クまでの業種、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業、他に分類されないものとなっております。

調査対象事業所の規模は、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は 100 人未満、その他の産業は 30 人未満、ただし、各種商品小売業は 100 人未満となっております。

調査対象労働者は、正社員だけでなく、臨時労働者、パート社員等も対象となっております。

調査対象となる賃金は、令和 7 年 6 月分の所定内賃金となっております。これは、基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。

最低賃金の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計は、統計的手法により、各産業・規模別に事業所を分類しまして、その分類ごとの事業所総数により定められた抽出率によって必要調査数を算出し、復元した数値で集計しております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の 2 ページを御覧ください。ローマ数字のⅡの「最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率」ですが、現行の岡山県最低賃金 982 円未満の労働者の割合を示しております。カッコ内は前年の数値です。

集計結果から算定しますと、未満率は男性で 0.78%、女性で 1.39%、男女合わせると 1.12%となり、昨年度に比べていずれも低くなっております。

Ⅲは、「最低賃金基礎調査における特性値一覧表」です。

結果、月平均賃金額は 19 万 4 千 456 円、時間当たり平均賃金額は 1,424 円となっております。

その下にある分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて 20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字となります。

一番下の中央値は、数字を並べた真ん中の数字でいわゆる中央値ですが、1,231円となっております。

続いて、3ページ以降の総括表について説明いたします。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

3ページの「岡山県最低賃金基礎調査結果」ですが、これは、11ページから15ページの総括表(1)の左半分を見やすく拡大したものとなっております。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

表の一番上を見ていただきますと、971円とありますが、これは1円から971円までの労働者は合計2,513人おり、その内訳として1名～9名の規模の事業所で1,647人、10人～29人の規模で783人いることを示しております。

下に行きまして、真ん中より少し下、現在の最低賃金額982円の階級になると981円の階級の3,271人から15,484人に急に増えております。これらは累積労働者数ですので、982円の労働者数を算出するには、982円の階級の15,484人から981円の階級の3,271人を引いて計算し、結果、12,213人が属していることが分かります。

このページでほかに、労働者数が急に増えている階級としては、例えば、985円の階級や990円の階級があるのが見て取れるかと思えます。

11ページを見ていただくと、11ページの「総括表(1)」は、「規模別」・「年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

17ページの「総括表(2)」は、「男女別」・「男女ごとの年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

23ページには、集計結果の「特性値」の推移が記載されております。

表とグラフを見てのとおり、多くのものが上昇傾向であり、令和7年度の数値をみますと、時間当たり平均賃金や分位数などは、この中で最も高い数値となっております。

「時間当平均賃金」は昨年度の1,409円から1,424円に上がっております。

「月平均賃金額」は昨年度の197,226円から194,456円に下がっておりますが、詳細な原因は分かりかねますところ、「月一人当たり労働時間数」が昨年度の136時間から131時間に減少したことを補足いたします。

次の25ページに「最低賃金改正の影響率」の表を載せており

ます。

こちらは、現行の岡山県最低賃金の時間額 982 円から引上げを行った場合の「引上率」及び、調査結果に基づく「影響率」を 1 円ごとに取りまとめたものです。

最低賃金を引き上げることによって、どれだけ影響があるかを示しており、例えば仮に 1,000 円まで引き上げるとすれば、11.10 %の影響率となります。

27 ページ以降のグラフは、先ほど説明した総括表をグラフ化したものです。

27 ページは賃金階級別の労働者数の分布と累積分布についてグラフを作成しております。

29 ページは、「賃金階級に対する労働者の累積度数分布」を昨年度と比較したグラフです。

31 ページは、賃金階級に対するその該当労働者数の分布を昨年度と比較したもので、33 ページは、同じグラフを 100 円刻みしたものです。

以上が最低賃金基礎調査結果の報告です。

資料 NO. 4 以降の資料につきましては、室長から説明いたします。

黒田室長

私から資料No.4 以降について説明させていただきます。

資料No.4 は、「足下の経済状況等に関する補足資料」で、これは、中央最低賃金審議会目安小委員会の資料となっています。

2 ページ目は、内閣府の「月例経済報告」です。2025 年 1 月～7 月までの基調判断の推移が一覧にされています。一番左の基調判断（現状）については、1 月から 3 月は、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされているところ、4 月以降は「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られる。」とされております。

真ん中の「先行き」について、6 月度の変更はありませんが、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされております。

右から 2 番目の「雇用情勢」は、いずれも「改善の動きがみられる」、消費者物価指数は、「上昇している」とあります。

3 ページ目は、連合の春季賃上げ妥結状況です。

7 月 3 日に公表された、第 7 回の最終集計結果を見ますと、今年の賃上げ率は、全体で 5.25%、中小企業 4.65%となっています。

4 ページ目は、経団連の春季賃上げ妥結状況です。

今年、第1回集計時点で、大手企業5.38%、中小企業4.35%の賃上げ率となっています。

5ページ目は、日銀短観による雇用人員判断D Iの推移です。

こちらは、人手の過不足感を示す指標になります。プラスは人手が過剰と考えている企業の割合が高いこと、マイナスは人手が不足と考えている企業の割合が高いことを示しています。特に2020年(R2)9月以降、人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については、大企業以上に人手不足感が高まっていることが見て取れます。

6ページ目は、今年度新たに提出された資料になります。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較です。資料の出所は、OECD(経済協力開発機構)です。

7ページ目から地域別の状況となります。

7ページから10ページにかけて雇用情勢に関する資料となります。

11ページから産業別の状況です。

12、13ページは、主な産業の売上高経常利益率の推移です。

2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいとなっています。

14ページは、日銀短観による主な産業の業況判断D Iの推移です。全体として2020年前半に大きく低下しておりますが、その後は改善傾向であり、直近では横ばいとなっております。

15ページ、16ページは国内企業物価指数、輸入物価指数の推移です。

17ページから25ページは、消費者物価の動向となります。

18ページは、消費者物価指数の指標です。当審議会の主要統計資料としては、消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃を除く総合」を利用しています。

19ページは、消費者物価指数の推移です。2025年6月の消費者物価指数のうち「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同月比はプラス3.8%となっています。

20ページは、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移です。

先ほど、2025年6月に前年同月比がプラス3.8%となっている旨説明しましたが、このうち、主な項目別の寄与度としましては、グレー色の「生鮮食品を除く食料」及び黄色の「エネルギー」の寄与度が大きくなっています。

21 ページは、消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移、22 ページは、消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移、23 ページは、消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押し下げ効果の推移、24 ページは、2024 年 10 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移で、各ランクの推移も記されております。

25 ページは、昨年度の中央最低賃金審議会で新たに提出されました「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率の推移です。こちらは、全国の推移のみとなっております。

26 ページから、倒産の動向に関する資料となります。

27 ページは、倒産件数の推移です。

2021 年から 2024 年は、倒産が増加しています。

28 ページは、原因別倒産状況の推移です。

原因別としては、「販売不振」による倒産が最も多くなっています。

29 ページは、物価高倒産の状況です。

2024 年は 933 件と過去最大を大幅に更新しており、2025 年上半期は、前年同期 7.3%減と下回っていますが、2 年連続で上半期 400 件越えとなっています。

30 ページは、要因別でみた人手不足関連倒産の推移です。

近年、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇しています。その中で、要因別に見ますと、「後継者難型」の倒産が最も多くなっています。

31 ページから 43 ページにかけては、2024 年度全国加重平均 51 円引上げ後の状況に関する資料です。

資料によっては、都道府県や、10・11 月前後の状況をみることができるようになっています。

32 ページは、最低賃金の影響率の推移、33 ページからは、完全失業率の推移、有効求人倍率、雇用保険関連各種データの推移数、倒産に関する状況などが、各ランクでグラフ化されております。

39 ページからは、各都道府県の集計値が掲載されています。

44 ページからは、中小企業への支援等に関する資料です。

46 ページは、2025 年度予算における厚生労働省の「賃上げ」支援助成金パッケージの概要になります。

48～49 ページは、業務改善助成金の執行状況になります。

50 ページ以降は、賃上げを後押しする予算措置などの情報を載せております。

61 ページから 74 ページは、中小企業庁の「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果」です。

価格交渉と価格転嫁の状況に関する部分が抜粋されたものになります。

75 ページ以降は総合経済対策、閣議決定や、電気・ガス料金支援の概要などのデータが載っておりますが、こちらの説明については省略させていただきます。

資料No.4の説明は以上と致します。説明を省略しましたページにつきましては、改めてご確認いただければと思います。

続きまして資料No.5を御覧ください。

中央最低賃金審議会目安小委員会の資料の一部ですが、こちらの主要統計資料は都道府県統計資料編のみを抜粋しております。各種の関連指標がランク別、都道府県別に記されており、岡山県の状況が把握できます。

資料No.6は、「岡山県最低賃金年別時間額引上額」を経年的にグラフ化したものです。

資料No.7は、岡山県最低賃金を年別に時間額の引上率、影響率をまとめたものです。青い線が影響率、ピンクの線が引上率となっています。数値で言いますと、令和6年は影響率22.8%、引き上げ率は5.36%となっております。

続きまして資料No.8は、岡山県の「時間当たりの賃金分布」です。

令和6年の賃金構造基本統計調査の特別集計から作成したもので「一般労働者・短時間労働者」の賃金分布を示しております。最賃額は、令和5年の932円となりますが全体のイメージとして捉えていただければと思います。

資料No.9は、岡山県の「春季賃上げ妥結状況」です。令和6年と令和7年のものを掲載しています。岡山県内の春季賃上げ妥結状況を連合岡山並びに岡山県経営者協会の集計を取りまとめたものです。

連合発表については、6月の集計を上げさせていただいております。先日最終集計が発表されておりますが、集計値に変更はなかったと思います。

資料No.10は、「世帯人員数別（1人）標準生計費の推移（岡山市）」です。

岡山県人事委員会が県職員の給与に関する報告において調査しているもので、令和5年の岡山市の標準生計費は、127,670円となっています。

年単位で数値を見ると変動が大きいと、3か年の移動平均として折れ線を加えております。これを御覧いただくと岡山市の標準生計費の大まかな動きが分かるのではないかと思います。

資料No.11は、直近の「雇用情勢」です。岡山労働局職業安定部

職業安定課が発表しているものになります。

6月末時点の有効求人倍率は1.43倍と前月に比べ、0.05ポイント低下しています。

資料No.12は、日本銀行岡山支店が、本年7月1日発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、県内景気は「一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とされており、実体経済における最終需要をみると、個人消費は、「物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している。」、設備投資は、「非製造業を中心に増加している。」、住宅投資は、「弱めの動きとなっている。」、公共投資は、「緩やかに増加している。」とされています。

資料No.13は、岡山財務事務所の令和7年7月29日発表の「岡山県内経済情勢報告」です。1ページの総論のところでは総括判断として、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされ、前回と同様の判断となっています。

各項目の判断は、前回に比べ住宅建設が上向き、企業収益・企業の景況感・輸出が下向き、その他は、前回と同様となっています。

資料No.14は、岡山県が、本年7月22日に発表した令和7年5月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」です。生産指数は103.2となり、2か月連続の上昇とありますが、生産は上昇しているものの、出荷・在庫が低下したとされています。

資料No.15は、「実質賃金指数の推移と名目賃金指数の推移」です。岡山県と全国の数値を示しています。岡山県が水色で全国がピンクの折れ線グラフとなっております。

2ページの実質賃金指数の「きまって支給する給与」をみますと、岡山県の指数は昨年度も上昇、下降と月ごとの変化はありますが、令和7年2月以降は上昇基調にあることが見て取れると思います。

また、4ページの名目賃金指数の「きまって支給する給与」をみますと、これも月ごとには上昇、下降と変化はありますが、経年的には上昇、直近が最も高くなっています。

なお、それぞれのグラフの最初のページの「現金給与総額の推移」につきましては、賞与が含まれるため、6月、7月、12月の数値が高くなっています。

最後に、資料No.16は、令和5年度及び令和6年度の「業務改善助成金申請件数」をまとめたものです。

以上、長くなりましたが、資料の説明をさせていただきました。

- 片山会長代理 今の資料説明について何か御質問等ありませんか。
- 鶴海委員 1点よろしいでしょうか。
資料No.16の業務改善助成金の申請件数が記載されているのですが、申請された企業の規模別は分からないのでしょうか。
- 黒田室長 すぐには分かりませんが、雇用環境・均等室では把握していると思います。
- 鶴海委員 中小企業とか零細企業とかあると思うのですが、申請比率がどんな感じなのかというのが知りたかったものですから。
- 黒田室長 分かりました。確認してご報告いたします。
- 片山会長代理 では、よろしくをお願いします。
そのほかには質問等ございませんか。
- (特になし)
- 片山会長代理 これらの資料につきましては、今後の審議の参考としていただきますようお願いします。
次に議題(3)の「岡山県最低賃金専門部会の運営について」審議に入ることとします。
前回の第513回審議会において、岡山労働局長から岡山県最低賃金の改正決定についての諮問がありましたので、例年通り最低賃金法(第25条第2項)に基づく専門部会委員の任命手続きが行われています。
事務局から説明をお願いいたします。
- 黒田室長 資料No.17を御覧ください。労使委員の推薦公示等を行い、公労使各3名を任命しております。
- 片山会長代理 本審議会終了後、引き続き第1回専門部会を開催し、岡山県最低賃金の改正決定にかかる調査審議を行うこととなっています。
そこで、専門部会の運営についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、昨年までと同様に専門部会で全会一致の場合には、専門部会の決議を本審の決議として答申する取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山会長代理

当審議会としては、皆様の了解を得てそのように運営すること
にします。

次に、議題（４）についてですが、特定最低賃金の改正決定の
必要性の有無及び改正決定についての議題に入りたいと思いま
す。

７月１１日の審議会において労働局長から特定最低賃金の改正
決定の必要性の有無に係る諮問がありましたが、この諮問にかか
る審議方針については、本日の審議会で議論することになったと
ころです。

この特定最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる審議につ
いては、令和３年度以降、それぞれ専門部会を設置して調査審議
を進めてきました。

地域別最低賃金引上げにかかる目安の報告はまだですが、経済
情勢等を踏まえた上で、今年度の進め方につきまして、労使それ
ぞれの御意見をお聞かせいただくということによろしいでしょ
うか。

(同意する声)

片山会長代理

また、その点について打合せは必要でしょうか。

(労使委員より、打合せが必要との声)

片山会長代理

どのくらいのお時間が必要でしょうか

(労使委員より 15 分程度必要との声)

片山会長代理

それでは、15 分後にお集まりいただくということで、2 時 20
分に再開としたいと思います。それぞれの打合せ場所へ御移動を
お願いします。

傍聴の方も一旦退室をお願いします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

(傍聴人入室)

片山会長代理

再開させていただきます。特定最低賃金の改正決定の必要性の

審議の進め方について、労使双方から御意見をお伺いしたいと思います。

最初に労働者側から、次に使用者側からお願いいたします。

では、労働者側の方からお願いいたします。

西崎委員

先ほども説明がありましたが、中央の目安額が示されていない状況ですが、大きな額が示されそうな情報がある中で、岡山の特定の業種ごとに状況が違いますので、労側としては昨年と同様に専門部会において必要性の段階から審議できるのであればいいのではないかという考えです。

労側としては以上です。

片山会長代理

それでは、使側委員の方、よろしくお願いいたします。

西谷委員

使側は昨年と同様に業種ごとに分かれて業種の実態を踏まえた審議をしたいということで、それぞれで審議をしたいと思っています。

片山会長代理

ありがとうございます。

労使双方のご意見が、全業種において、必要性の審議から専門部会で丁寧に審議したいとのことです。今年度も7業種とも専門部会で必要性の審議を行うこととします。

この場合、審議を効率的に進めるために諮問内容の一部変更が必要とのことです。事務局から説明をお願いします。

黒田室長

特賃の専門部会において、必要性の審議を効率的に進めるため、7月11日の諮問内容に「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正決定についても併せて調査審議をお願いする」という文言を加えることで、本審を開催することなく引き続き、金額審議に移ることができるようになります。そのために、再度諮問をさせていただきます。

労働局長による諮問ですので、諮問文を局長より会長代理へお渡しした後、私の方で諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長代理へ諮問文を手渡す)

(事務局 諮問文の写しを各委員に配布)

黒田室長

諮問文を代読いたします。

(諮問文を読み上げ)

黒田室長

労働局長からの諮問ですので、局長から説明申し上げます。

森實局長

前回、7月11日の第513回審議会におきまして、岡山県内7業種の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無の意見を求める諮問をさせていただきました。

本日までの審議において、今年度も、各特定最低賃金について改正決定の必要性の有無の審議の段階から専門部会を設置し、各産業の関係労使で県内の実情を踏まえて調査審議を進めることが確認されましたので、昨年同様、効率化の観点から、本日改めて改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、各産業の県内の実情を十分踏まえた丁寧で円滑な審議をよろしく願いいたします。

片山会長代理

ただ今、労働局長から再度の諮問がありました。今年度も、特定最低賃金の審議にあたっては、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な議論が行われますよう、各委員の一段の御協力をお願いしたいと思います。

次に、特定最低賃金専門部会設置に関する事務手続きについて、事務局から説明してください。

黒田室長

規定によりまして、本日付で特定最低賃金専門部会の労使代表委員の推薦について公示することとします。最賃法第25条第1項に基づく必要性審議の専門部会の委員と、全会一致となった専門部会について、引き続き最賃法第25条第2項に基づく金額改正審議の専門部会の委員を兼務するものとして推薦公示文にその旨記載します。

片山会長代理

委員の皆さん、その方向性でよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山会長代理

今後の特定最低賃金専門部会の審議の進め方として、審議会令第6条第5項の適用についてお諮りします。

必要性の有無に関する専門部会において全会一致となった場合は、審議会令第6条第5項の規定を適用したいと思います。従いまして専門部会での決議を本審の決議とし、金額改正審議に移行することとします。そして、金額改正の専門部会において全会一

致の場合は、同様に審議会令第6条第5項を適用し、本審の開催を行わず、答申を行うことといたします。

なお、個別の各専門部会において、必要性の有無について全会一致とならなかった場合は本審に報告し、審議終了となります。また、必要性の有無について全会一致となり、その後金額改正審議において全会一致とならず結審した業種につきましては、本審へ報告の上、審議が行われることとなります。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山会長代理

それでは、当審議会としてそのように運営することとします。事務局から何かございますでしょうか。

黒田室長

事務局から1点説明させていただきます。

第1回目の特賃専門部会につきましては、審議をスムーズに進めるため、早い時期に必要性の有無が結審されるよう、昨年度同様、業種ごとに開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

片山会長代理

特定最低賃金専門部会の委員となられた場合には、日程調整に御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題(5)の「岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見発表について」、事務局より説明をお願いします。

黒田室長

岡山県最低賃金の改正に係る意見書の提出につきましては、改正決定に係る意見聴取の一般公示を行ったところ、提出期限の7月31日までに、郵政産業労働者ユニオン岡山支部ほか団体等より、合計22通の提出がありました。各意見書につきましては、お手元の資料No.18のとおりです。

また、岡山県労働組合会議及びパート・臨時労組連絡会からは、意見を記載した文書以外に最低賃金の引上げを求める要請署名がありましたので、これから回覧をさせていただきます。

片山会長代理

それでは、これから、意見書の提出のありました団体から意見発表をしていただきます。

意見発表の順番は、意見書の受付順とさせていただきます。最初に岡山県労働組合会議の方をお願いいたします。

審議会の時間の都合もございますので、各団体5分をめぐにお願いいたします。

それでは、意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県労働組合会議発表者演台へ)

片山会長代理

それでは、意見発表をお願いします。

岡山県労働組合会議

氏

岡山県労働組合会議のと申します。時間も限られておりますので、意見を述べさせていただきたいと思います。

まだ目安が示されていませんが、報道などによると60円ぐらいが示されるのではないかと聞いております。

今の岡山県内の最低賃金は982円ということですので、仮に60円ぐらいの目安額が示されて、目安額どおりに引き上げされると、岡山で初めて1,000円を超えることになると思います。

私たちは、岡山県内で20代の若者が単身で生活をするにはいったいどのくらいの金額が必要になるのかという試算調査をいたしました。

5年前にもこの調査を行ったのですが、物価の高騰であったり経済情勢が大きく変化しておりますので、そこを加味して今年の1月に改めて調査をいたしました。

その結果、月額でいうと27万円以上、時間額に換算すると1,800円以上必要という結果になりました。

全国27都道府県で同様の調査が行われておりまして、だいたいの県であっても1,700円から1,800円の時間額が必要と示されています。

私たちはこの時間額を算出するに当たり、月150時間労働ということで計算をしました。いわゆる標準労働時間とされる173.8時間では、お盆もお正月休みなどもないとなってしまうので、ワークライフバランスが保たれた労働時間で最低賃金であったりとか、月額月収を考えるべきだというふうに考えたからです。

150時間労働で換算しますと、時間額1,800円以上となるのですが、標準労働時間の173.8時間で月額27万円を時間額に換算しますと1,500円以上必要という結果になります。このことから、今、最低賃金1,500円が妥当な水準であると思っています。ただ、いつまでに1,500円という金額を達成するのかということだと思います。

仮に、今年が目安額が 60 円となって、翌年も同じような水準での引上げとなりますと、2020 年代に岡山県の最低賃金が 1,500 円に到達することは難しいのではないかと考えています。世界的にも日本の最低賃金の低さは際立っていますので、そういった低くすぎる最低賃金が、消費者の消費活動の停滞を招き、日本経済全体の悪化、そして国際競争力を低下させる根源になっていると私たちは捉えています。全ての労働者の賃金を総合的に引き上げていくためには、賃金の下限を定めた最低賃金を引き上げていくことが最も効果的であることから、岡山県内の最低賃金は、今回の改正で 1,500 円ぐらいを目指していただいて、早期に時間額 1,800 円の実現を図るべきだと思っています。

また、同時に最低賃金を今の地域別制度から全国一律制度へと変換することも求めています。岡山県の地方最低賃金審議会からも最低賃金を全国一律にしていくべきではないかということを経直に審議いただいて、厚生労働省であったり、政府へ何らかの意見を表明していただきたいなというふうにも思っているところです。

また、最低賃金の引上げに当たっては、当然企業側にとっては非常に大きな負担を強いることになることは重々承知しております。そのために政府としての中小企業や零細企業、小規模事業者を支援する施策パッケージのようなものを求めていく附帯決議をこの審議会として示していただきたいと思いますと思っています。

以上で意見陳述を終わります。

片山会長代理

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

片山会長代理

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県労働組合会議発表者着席)

片山会長代理

続いて、生協労組おかやまの方に意見発表をお願いします。
それでは、意見発表される方は発表席までお進みください。

(生協労組おかやま発表者演台へ)

片山会長代理

それでは、お願いします。

■■■■氏

生協労組おかやまの■■■■と申します。よろしくお願いいたします
す。

私には4人子どもがいます。上の3人は独立しましたが、末の娘は大学生でまだまだお金がかかります。学費はすべて奨学金に頼っています。自分のお小遣いは勿論、教科書代や携帯代、自動車教習所代に至るまで娘のアルバイト代で賄ってもらっています。娘には「なんで教習所代まで出さんといけんの？頑張ってアルバイトしても遊びに行くお金が残らん」と文句を言われます。確かに次々と子どもが独立し、出ていくお金は減りました。ですが、それまでの子育て、生活費にかかったお金の出どころは借金です。ダブルワークをしても食費を抑えても、借金をしなければ到底生活できませんでした。今、その借金を必死で返済している状況です。

昨年、徳島県の最低賃金は84円引き上げられて980円になりました。実質賃金は昨年の8月以降9か月連続でプラスになっているそうです。倒産件数にも大きな変化はないと聞いています。

岡山県の最低賃金は低すぎます。お隣の広島県は1,000円を超えています。最低生計費試算調査で、岡山県で普通の生活をするためには時給1,800円以上必要なことが分かっています。物価上昇率に賃金上昇率が追いついていないという数字も出ています。お肉を買うのも、野菜を買うのも高くて躊躇する毎日です。長男が高校生だった10年前はお弁当によく使うブロッコリーも卵も今の半分ほどの値段でした。今はスーパーに行けば、まず見切り品の棚の野菜を見るし、牛肉なんて数か月買っていない。子どもに奨学金という借金を負わせていることに罪悪感を持ちながらも将来のことを考える余裕もなく、ひたすら今を生きていくことしかない現状がいつまで続くのでしょうか。

今すぐにも最低賃金を1,800円にしてほしいですが、石破さんは最低賃金を2030年までに全国平均1,500円にすると断言しています。それを信じるならば、少なくとも毎年104円以上上げないと岡山県の最低賃金は1,500円になりません。

これからも物価が上昇し続け、賃金が増えないのであれば命の危険さえ感じます。私たちの生活、命を守るために、少しでも中央審議会の目安額よりも上乗せされた答申を強く望みます。

以上です。

片山会長代理

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員の皆様から、何か御質問がありますでしょうか。

(特になし)

片山会長代理

ありがとうございました。
では、傍聴人席へお戻りください。

(生協労組おかやま発表者着席)

片山会長代理

続きまして、岡山県高等学校教職員組合の方に意見発表をしていただきます。
意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者演台へ)

片山会長代理

それではお願いします。

岡山県高等学校教職員組合

■■■■氏

このような機会を与えていただきましてありがとうございます。

岡山県高等学校教職員組合の執行委員長を務めております■■■■と申します。

岡山県高等学校教職員組合は公立学校の職員団体ですので、最低賃金とは直接関わりはない立場にあります。そこで、意見書は出させていただいたのですが、私の方からは高等学校の生徒、高校生の就職という観点から意見の補足をさせていただきたいと思います。

先ほども事務局からの報告にありましたが、本当に今様々な業種で人手不足というのが深刻化しています。おかげさまで高校生にとっては売り手市場でいろんなところに就職できるなどということで、高校の先生方にとっては喜ばしいことなのですが、本当に人手不足に苦しんでいる中小企業の方々や、ケア労働ですよね、意見書にも書かせていただいたのですが、例えば介護とか保育、そういう進路を目指す高校生も結構いるのですが、実際に進路を選ぶ段になるとちょっと踏みとどまってしまうんです。それは仕事が大変な割に賃金、待遇が悪すぎるんですよね。ですから、高校にも福祉科とか看護科とかあるのですが、そういうところで勉強している高校生たちは本当にお年寄りの支えになりたいとか、あるいは、医療現場で頑張りたいという希望はあるのですが、特にコロナ禍以降ですね、本当に仕事が大変、その割には給料が低いということで、ぜひとも最低賃金の引き上げをお願いしたいと

いうところでございます。

それから、2つ目の全国一律最低賃金という点についてなのですが、委員の皆さんもよく御存知だと思うのですが、笠岡に笠岡高校、笠岡商業、笠岡工業高校という高校がございまして、そこで生徒の皆さんが頑張って勉強されています。

でも御存知のように、笠岡とか井原というのは福山と経済的には一体なんですね。実際に笠岡工業高校の卒業生などは福山の事業所に就職する子がたくさんいます。ところが県境を挟むと最低賃金が違うわけです。

私ここで毎年申し上げているのですが、コンビニエンスストアなどは2号線沿いに並んでいます。笠岡から福山に行ったからといって急にコンビニの商品の値段が上がるわけではないですよ。ところが賃金は低いということで、この辺りを考え直していただきたいなと思います。

それから、最後に中小企業への特別補助策です。先ほど申し上げたように中小企業の経営者の方々は、本当に悲鳴を上げて学校の進路担当の先生のところに来られます。「頼むから人をよこしてください。うちの会社を潰すつもりですか。」とおっしゃられます。ところが、どうしても賃金などが低いので、生徒などは大企業に行きたいなとなります。岡山工業高校でもそうです。

先ほど業務改善助成金とか、キャリアアップ助成金のお話もありましたが、これらは活用の条件が厳しいのではないかなというふうに思っています。それから、賃上げ促進税制もですね、赤字の中小企業には効果がありません。是非、知恵を出していただきたいところなのですが、少なくとも審議会として中小企業への特別補助策の必要性を建議していただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

片山会長代理

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問はありますか。

(特になし)

片山会長代理

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者着席)

片山会長代理

次に、岡山医療生協労働組合の方に意見発表をしていただきます

す。

2名いらっしゃる御担当者のうち、まずは最初の方をお願いできたらと思います。

よろしくお願いいたします。

(岡山医療生協労働組合発表者演台へ)

岡山医療生協労働組合

■氏

岡山医療生協労働組合の■と申します。現時点では労働組合に専従していますが、本職は看護師として医療現場に従事していました。私は実際の医療現場、介護現場での声を皆さんにお届けしたくてこの場に立たせていただいております。よろしくお願いいたします

私は真庭市の中山間地域で育ってきました。そこから津山で教育を受けて看護師の資格を取得して、現在、岡山市で10年ほど働いています。

その中で、生活していく上で苦しいなという思いが年々高まってきたという実感があります。実際に最低賃金に近い収入で暮らしていた時期もちろんあるのですが、朝から晩まで肉体労働であり、感情労働である医療現場というところは、家に帰ってへとへとであり、それからご飯を作ろうと思ってもその一歩がなかなか出ません。では、コンビニによって帰ればいいやという生活を送ると、お金が全然貯まっていけないですし、食べて、生活して、仕事に行って、寝て、起きて、仕事をしてという繰り返しの中で、何の楽しみもない生活をずっとこの10何年送り続けてきました。

また、コンビニに入るたびにちょっと贅沢すぎるかなという食事をするかどうか悩んでいます。私は家でテレビを見る時間ありません。この何年間もテレビをつけていないです。もちろんNHKの受信料だけ払い続けています。何のために払っているのか何のためにテレビを置いているのかと悩む時もあります。でも、何とか情報を得ようと思って、ある日、コンビニに入って新聞を買おうかどうか悩みました。でもその数百円の新聞が手に取れないんですよね。そういう経験を積んできました。

先月、私たちの労働組合にいる青年たちと共に最低賃金での生活を体験してみようと、私たち医療者は高い賃金であるということが一時期は言われていた時代もありましたので、自分達でその生活がどれだけ苦しいものなのか体験しようということで体験してみました。とある22歳の女の子ですが、普通に学校を出て、国家資格を取ったにも関わらずその生活をした時に、どうだった

か質問をすると、「疲れが全く取れないんです。家に帰って、寝てという生活の中で、食べるものにも制限をかけないと生きていけないなと実感しました。また、生理になっても生理用品を買うのに金額を気にするんです。」ということをおっしゃっていました。生理用品を買えない生活というのは何なんだろうと。女性ということが問題なのではなく、では、男性だったらそれがいいから大丈夫なのかということ、そうでもないと思っています。

私の地元では若い職員、若い看護師、介護職の仲間がどんどん地元を離れていきました。私は40人と共に学校を卒業したのですが、そのうち地元に残っているのは1割です。ほかの人達がどこに行ったか、もちろん都会に流れています。その大きな理由としては、賃金が高いということが一番に言えると思います。まともな生活が送れる、自分のやりたいことがすぐ手に届くところにある、文化に触れるということが中山間地域ではなかなかできないということを断言されたと思っています。

私の実家は蒜山ですので、実家に帰るためには車がなければいけません。一度実家に帰ろうと公共交通機関を使いました。片道8時間近くかかります。乗り継ぎがうまくいかないんですね。それだけ公共交通機関が発達していない中で、岡山という土地をどうしても離れたくない、親元を離れたくないという思いと、賃金の低さと闘い続けながらこの10何年生きています。

医療労働者と介護労働者が再々思うのは、お年寄りが増えているこの時代に、お年寄りに寄り添うケアができないということです。時間が足りなくて、声すらかけられないことがあります。少し若い60代の方にちょっと今歩けないよね、トイレ行けないよね、申し訳ないけどおしめ付けてくれるかな、ということをお声掛けしたことがあります。自分の親世代の方に、意思表示はできるのにトイレに連れて行ってあげることもできないという、人員の確保ができない賃金の低さというものは大きな問題だと感じていますし、これは、岡山県が生んだネグレクトだと思っています。

最近、特に私たちの同世代が親の介護が必要なので仕事を離れますという声が増えてきました。それは介護倒産が大きく響いていることは皆さんの耳にも入っていると思います。預けたくても預けられない、だから老後の面倒を見なければならない、それは労働力を減少させる大きな原因とも考えています。

私はこんな社会のままではいけないとも思っていますし、最低賃金とはただの数字ではなくて、人が生きていくための土台であって、誇りをもって働くための支えであると感じています。だからこそ現場の声にもっともっと耳を傾けてもらって、本当に賃金の低いところで働いている人の声を拾っていただきたいと思って

います。

誰かの人生を支える仕事をしている人たちが、自分の人生を諦めなくて済むように安心して働ける社会になるようにしていきたいなと思っています。ありがとうございました。

片山会長代理

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員の皆様から何か御質問はありませんか。

(特になし)

片山会長代理

ありがとうございました。

(岡山医療生協労働組合発表者着席)

片山会長代理

次に、岡山医療生協労働組合の次の方に意見発表をしていただければと思います。

(岡山医療生協労働組合発表者演台へ)

片山会長代理

それでは、よろしくお願いします。

岡山医療生協労働組合

■■■■氏

岡山医療生協労働組合青年部の■■■■です。

岡山協立病院の救急外来で看護師をしております。

6月に青年部で呼びかけを行い、9名が最賃生活を行いました。最賃生活を体験し、本当に生活できないということを身をもって実感しました。

私は、重症患者や救急業務に携わっており、生命の危機にある患者さんに対し、頭を使い、適切に動かなければなりません。その分かかるストレスは大きくなります。そして、看護師は体と心が健康でなければ患者さんにいい看護はできません。最低賃金生活をしていると、数万円程度しか使用することができず、外食はなるべく控えましたが、その分、体が資本となる食事を多く削って生活をしました。特に、6月は夜勤が11回もあり、ストレスが大きくなりました。

次に、看護師目線から話をさせていただきますと、定期外来患者はとても減少しています。それなのに、救急外来は受診する患者さんや、重症化してハイケアユニットに流出する患者さんはコロナ禍以降増加しています。

私は心不全療養指導士、急性期ケア専門士を持っていて、HCUに流出する患者さんにどうして重症化してしまったのか気になって患者さんや家族に聞き取りを行っています。やはり、一番多いのは金銭的に余裕がなくて定期通院を怠り、必要な薬が飲めないといったことで重症化してしまうことが多いです。中には仕事をしている40代、50代の方も仕事が忙しいし、お金が足りないから受診をしていないといった話も聞きます。夏になると電気代がかかるからエアコンはかけない。食事は3食食べない。食べられない。1日断食をせざるを得ないといった声も最近多く聞かれます。だから体調が悪くなり点滴をしてほしいと夜間救急外来を受診する患者さんもとて多く、増えています。

今、国が医療費を削減しようとしています、削減すると今でも受診できない患者さんは、更に受診しなくなるので更に重症化して医療費は余計かかると考えています。

医療に関しては、生活保護、年金、医療保険制度など様々な制度によって支えられていますが、最低賃金もやはり大いに影響していると思います。

私のパートナーも医療機関でお世話になっていますが、看護師の今の給料でも同じ看護師と比べて医療費を多く支出しているため、最低賃金で生活するとなると、医療機関への受診は控えていけないといけなさと実感したと話していました。やはり、最低賃金で生きていくためには食べていけないといけななので、医療にかかっていられないと言っていました。

この問題に関しては、最低賃金だけではないと思いますが、まずは収入が増えて、使えるお金が増えることが大切なことは間違いないと身をもって感じています。

私が考える意見陳述も参考にして検討していただきたいと思います。以上です。

片山会長代理

ありがとうございました。

ただ今の意見、それから意見書と合わせまして、委員から何か御質問等はございませんか。

(特になし)

片山会長代理

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山医療生協労働組合発表者着席)

片山会長代理 では、続きまして、倉敷医療生協労働組合の方に意見発表をしていただきます。

(倉敷医療生協労働組合発表者演台へ)

片山会長代理 それでは、発表をお願いします。

倉敷医療生協労働組合

■■■■氏 倉敷医療生協労働組合の■■■■と申します。よろしくお願いいたします

私は1日3.5時間、週5日程度働いています。年金も受給しながら、夫の扶養の範囲内で調整しています。老後の生活資金を貯金するために元気に働きたいと思っています。

最低賃金1,800円は夢のようです。最近の物価上昇はすごい勢いです。最低賃金が1,800円になったとしても生活が楽になるか不安があります。現在、貯蓄の方に回せない分、1,800円になったら余裕ができて貯蓄できるといいなと思いますが、現実はどうなるか心配です。今まで使いたくても使えなかったことへ消費する気がします。以上です。

片山会長代理 ありがとうございます。
意見書と合わせ、委員の皆様から何か御質問はありませんか。

(特になし)

片山会長代理 ありがとうございます。
では、傍聴人席にお戻りください。

(倉敷医療生協労働組合発表者着席)

片山会長代理 次に、岡山県労働組合岡山地域会議の方に意見発表をしていただきます。

ご担当の方は演台までお進みください。

(岡山県労働組合岡山地域会議発表者演台へ)

片山会長代理 それでは、発表をお願いします。

岡山県労働組合岡山地域会議

氏

ご紹介ありがとうございます。と申します。

私は岡山の大学に通う大学生です。現在、学費と生活費を賄うためにトリプルワークをしています。今従事している中で一番時給が良い仕事は、時給 1,600 円の英語教師の仕事です。

始めたころは「なんて待遇がいいんだ」と思いましたが、業務の特性上フルタイムで勤務させてもらえるわけでもなく、専門職ともいえる仕事にしては頂けるお給料の額はそこまでよくはないことに気づきました。

もちろん、ほかの仕事に比べれば良い報酬なのは事実なのですが、逆に言えば、ほかの仕事の時給が低すぎるのではないかと思っています。学費だけでも半年で 50 万円もかかります。加えて生活費のことも考えるととてもやっていけません。

最低賃金が 1,800 円になったら生活に余裕ができ、学業にもより集中できるようになります。また、私は一定時間働いているにもかかわらず、雇用形態によって生活していける、生活していないが変わるのはおかしいと思っています。最低賃金が上がれば、働けば自力で暮らしていける社会に近づくと 생각합니다。賃金の問題は個人の生活だけの問題ではありません。

私は高校生の時、歴史の授業で、「日本は労働者の賃金が低かったから国内での消費が少なく、外国がものを買ってくれなくなった時に経済が回らなくなってしまい、結果として戦争に向かうことになった」と習いました。賃金が上がれば消費も活性化し、日本経済も元気になり、最終的には平和につながります。平和というと大きなことに聞こえるかもしれませんが、しかし、お金にゆとりができれば、心にゆとりができるのも事実です。最低賃金が上がれば、やる気が出て、仕事に行くのも楽しくなる。最低賃金が上がれば、休日の数が増えるかもしれません。そうであれば休日にできることも増える。将来のことや明日のことを心配しなくてもよい社会を、明日になるのが楽しみな社会をこの岡山から最低賃金を上昇という形でみなさんと作っていきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

片山会長代理

ありがとうございました。

意見書と合わせ、委員の皆様から何か御質問はありませんか。

(特になし)

片山会長代理

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県労働組合岡山地域会議発表者着席)

片山会長代理

次に、岡山マスカットユニオンの方に意見発表をしていただきます。

ご担当の方は演台までお進みください。

(岡山マスカットユニオン発表者演台へ)

片山会長代理

それでは、発表をお願いします。

岡山マスカットユニオン

■氏

皆さんこんにちは。私は岡山マスカットユニオンの副委員長をしております■と申します。

大体のエッセンスは先の皆様が言われたとおりでございます。私として何か付け加えるということはそうそうないわけですが、一言私の気づいたことを2、3言わせていただきます。

先の参議院選挙で、いわゆる過激な極右政党といわれる政党が力を伸ばし、与党が議席を減らしたと報じられております。その通りなのでございますが、私が言いたいのは、多くの国民が愚かだからそういう過激な政党に投票したのではなくて、今までの政党に投票しても自分たちには何の得にもならない、多分自分たちのためにはやってくれないことが確かだろうとことが大勢の国民は分かっているのだと思います。

多くの人にとっては、自分で事業を行っている者でない限り、人に雇われて賃金を得なければなりません。しかし、この30年間、私たちの国では労働者の生活水準は下がる一方になっていきます。これまでは輸入品の価格が安かったので何とかなってきたかもしれませんが、近年物価が高騰し、ついに米まで値上がりしました。私の組合でも組合員に米を分けるということを一部で行っていますが、何分私たちは基本的な賃金が下がったままであると人々の心も荒廃し、世の中全体で犯罪が増え、そして何よりも人を使うものにとって安い労働力がいくらでも手に入るとなると、文明自体が退廃します。労働の質、値段が下がると文明も低下します。

恐らくアメリカ中心の経済が世界の基本的な矛盾を生み出しているのだとは思いますが、基本的な矛盾として、今、アメリカのトランプ関税がかけられていますが、石破首相はそれでも下げる交渉をやったといいますが、あれはアメリカに投資のお金を回すことが条件なのでですから、結局は、世の中の経営はアメリカ中心の経済に振り回されて余計悪化するはずですよ。

基本的な世界の矛盾はそうなのですが、私たち自身がこの世の中の基本的に世の中を支えているのは働いている人なのだから、賃金を底上げしないといけないということを政治の基本にしなければなりません。確かに賃金を払うことが難しい中小企業もあります。ならば、そこはそこで補助するなり、助けないといけません。私たちの国に今、何が必要とされているのかというと、人々の生活を保障しなければならないということ。そして、すべての政治家は基本給を上げるということを第一に考えなければならない。そうしなければこれは多分文明自体が崩壊する。いつまでも安い奴隷労働がいくらでも手に入るとなると、企業もそれ以上の仕事の質を上げるとか、新しいものを考えるとか、技術を開発するとか、そういうモチベーションがなくなります。いつまでも低質な奴隷労働に頼っていたら絶対文明が崩壊してしまいます。これは歴史を見れば明らかなことだと思います。

ここ 30 年間本当に私たちの国がそれこそ「落ちぶれ感半端ない」という言い方があります。世の中が悪くなるのは基本的に賃金下がって、私たちの心が「貧すれば鈍する」からです。

私たちのところに労働相談が来るのですが、だいたいパワハラがほとんどなんですね。どういう経緯でパワハラになったのかというと、具体的に言うわけにはいきませんが、野菜を切ってそれをパックに詰めるところ、スーパーに近いところですが、玉ねぎを 1 個、2 個盗んだ、盗まないということで争いごとが起きて、結果その盗んだといって訴えた側がいじめられたという、実にむなしいレベルの話なんです。私だったら玉ねぎぐらいは見逃してやってもいいかなと思っているのですが、それでも当事者にとっては「1 個でも盗みは盗みだ」、「いやそれぐらいいいじゃないか」と、「騒ぐ方が悪いんだろう」と、そういう空しいレベルの争いまで今起こるようになっていきます。

要するに人心が荒廃してしまっているという本当に情けないことになっているわけです。こういうことは言いたくないですが。

皆さん、ですから、去年に比べたらこの最低賃金審議会は公開していただいているようですが、これはやはり大勢の労働者、市民にとって関わりのあることです。次からはもっと、市民会館か国際交流センターのような広い所で審議していただいて、今回みたいに数人だけでなく、少なくとも数十人ぐらいの労働者の方、誰でも広く見えるようにして公然と議論していただきたいわけです。

私が言いたいことはほかにもありますが、まず言いたいことはこれでした。皆さん、私の言っていることを心に留めておいて努力をお願いいたします。

片山会長代理 ありがとうございます。
意見書と合わせ、委員の皆様から何か御質問はありませんか。

(特になし)

片山会長代理 ありがとうございます。
では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山マスカットユニオン発表者着席)

片山会長代理 それでは、以上で意見書の提出のあった団体からの意見発表を終了いたします。
この度提出のありました意見書、並びにただ今の意見発表を踏まえまして、委員の皆様方には慎重な審議をお願いいたします。
それでは、議題（６）の「今後の審議日程について」事務局から説明してください。

黒田室長 説明に先立ちまして、目安小委員会の結論が出たかどうか、確認をしたいと思いますので、５分弱になると思うのですが、多少お時間をいただけないでしょうか。

片山会長代理 皆さん、よろしいでしょうか。

(同意する声)

片山会長代理 では、しばしこの場でお待ちしますので、確認をお願いします。

(事務局、目安小委員会の審議状況を確認)

黒田室長 お時間いただきありがとうございました。
今、確認しましたところ、まだ結論は出ていないようですので、情報があり次回の日程調整をさせていただこうと思っております。
今後の日程を整理しますと、次回、第 515 回岡山地方最低賃金審議会において、目安の伝達をさせていただくこととなります。その後の第 516 回岡山地方最低賃金審議会につきましては、岡山県最低賃金専門部会の審議結果が全会一致とならなかった場合に開催することとなります。

第 515 回は、今週中の開催になろうかと思います。次回、第 516 回は、現状では、8 月 19 日もしくは 20 日での開催を想定しておりますが、今後の専門部会の審議の状況を踏まえ、委員の皆様と調整の上、御連絡させていただこうと思います。いずれも開催案内が急遽となりますが、どうぞ御協力の方よろしくをお願いいたします。

片山会長代理

委員の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。
議題（7）の「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

黒田室長

先ほど、本日付けで特定最低賃金の各専門部会の労使委員候補者の推薦をいただく公示を行うとお伝えしましたが、推薦期限につきましては、8 月 25 日（月）とさせていただきたいと考えております。

また、特定最低賃金の改正決定に係る意見聴取の公示につきましては、必要性の有無について各専門部会で全会一致の議決となった日に意見聴取の公示をいたします。そのため、各業種の審議結果を踏まえ、対応させていただきます。

片山会長代理

ただ今の事務局の説明につきまして、よろしいでしょうか。

（特になし）

片山会長代理

そのほかに事務局から何かありますでしょうか。

黒田室長

特にございませぬ。

片山会長代理

委員の皆様から何かありますでしょうか。

（特になし）

片山会長代理

それでは、これをもちまして第 514 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

長時間大変お疲れ様でした。